

議員提出議案第5号

豊中市議会政務活動費の交付に関する条例の一部
を改正する条例の設定について

豊中市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する
条例を次のように設定するものとする。

令和2年（2020年）5月29日提出

豊中市議会議員 中川隆弘

木村真

神原宏一郎

北之坊晋次

松岡信道

（提案理由）

豊中市議会政務活動費の交付対象を，豊中市議会における会派から豊中市議会における会派及び議員に変更するとともに，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

豊中市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年豊中市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>○豊中市議会政務活動費の交付に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、豊中市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 政務活動費は、豊中市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。</p> <p>(会派届)</p> <p>第3条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより、会派を結成した旨を議長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は会派を解散したときも同様とする。</p> <p>2 議長は、前項の規定による届出があったときは、別に定めるところにより、市長に通知しなければならない。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第4条 会派に対する政務活動費は、各月の初日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額70,000円を乗じて得た額を半期ごとに交付する。</p>	<p>○豊中市議会政務活動費の交付に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、豊中市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派<u>及び議員</u>に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 政務活動費は、豊中市議会における会派（<u>所属議員が1人の場合を含む。</u>以下「会派」という。）<u>及び議員</u>に対して交付する。</p> <p><u>2 前項における会派は、2人以上の所属議員をもってすることを要する。</u></p> <p>(会派届)</p> <p>第3条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより、会派を結成した旨<u>及び所属議員に対する政務活動費の月額を、</u>議長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は会派を解散したときも同様とする。</p> <p>2 議長は、前項の規定による届出があったときは、別に定めるところにより、市長に通知しなければならない。</p> <p>(<u>会派に対する政務活動費の交付額及び交付の方法</u>)</p> <p>第4条 会派に対する政務活動費は、各月の初日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に70,000円<u>から当該会派が定めるその所属議員に対する政務活動費の月額を減じた額を</u>乗じて得た額を<u>月額とし、</u>半期ごとに交付する。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>2 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</p> <p>3 半期の途中において新たに結成された会派（一般選挙後に新たに結成された会派を含む。）に対しては、前条第1項の規定による届出があった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合又は一般選挙後に新たに結成された会派にあつては、当月分）から政務活動費を交付する。</p> <p>4 一般選挙後に新たに結成された会派に対しては、前条第1項の規定による届出のあった日の属する月の末日を基準日とみなして当月分から政務活動費を交付する。</p> <p>5 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があつた場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があつた場合は、当月分の政務活動費は交付しない。</p> <p>6 各会派の所属議員数の計算については、いかなる場合も同一月に同一議員について重複して行うことができない。</p>	<p>2 <u>前項の政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</u></p> <p>3 半期の途中において新たに結成された会派（一般選挙後に新たに結成された会派を含む。）に対しては、前条第1項の規定による届出があった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合又は一般選挙後に新たに結成された会派にあつては、当月分）から政務活動費を交付する。</p> <p>4 一般選挙後に新たに結成された会派に対しては、前条第1項の規定による届出のあった日の属する月の末日を基準日とみなして当月分から政務活動費を交付する。</p> <p>5 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があつた場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があつた場合は、当月分の政務活動費は交付しない。</p> <p>6 各会派の所属議員数の計算については、いかなる場合も同一月に同一議員について重複して行うことができない。</p>
	<p><u>(議員に対する政務活動費の交付額及び交付の方法)</u></p> <p><u>第4条の2 議員（会派に所属しない議員を除く。）に対する政務活動費の月額</u>は70,000円を限度として会派が一律に定める額とし、<u>会派に所属しない議員に対する政務活動費の月額</u>は70,000円とする。</p> <p><u>2 前項の政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</u></p> <p><u>3 任期の開始の日が半期の途中である議員に対しては、第3条第1項の規定による届出があった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は当月分）から政務活動費を交付する。</u></p> <p><u>4 一般選挙後における議員に対する政務活動費は、第3条第1項の規定によ</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(所属議員数の異動に伴う調整)</p> <p>第5条 政務活動費の交付を受けた会派が、半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは当該会派は、当該上回る額を返還しなければならない。</p> <p>2 政務活動費の交付を受けた会派が、半期の途中において消滅したときは、当該会派は、20日以内に、当該消滅の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。</p> <p>(交付決定)</p> <p>第6条 市長は、毎年度、第3条第2項の規定による通知に基づき、各会派について当該年度分の政務活動費の交付決定を行い、当該会派の代表者に通知しなければならない。</p> <p>(請求及び交付)</p> <p>第7条 会派の代表者は、前条の規定による交付決定の通知を受けたとき及び</p>	<p><u>る届出のあった日の属する月の末日を基準日とみなして当月分から政務活動費を交付する。</u></p> <p><u>5 基準日において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。</u></p> <p><u>6 政務活動費を辞退しようとする議員は、あらかじめ、書面によりその旨を議長に届けなければならない。</u></p> <p>(所属議員数の異動に伴う調整)</p> <p>第5条 政務活動費の交付を受けた会派が、半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは当該会派は、当該上回る額を返還しなければならない。</p> <p>2 政務活動費の交付を受けた会派が、半期の途中において消滅したときは、当該会派は、20日以内に、当該消滅の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。</p> <p><u>3 政務活動費の交付を受けた議員が、半期の途中において、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員は、20日以内に、当該議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。</u></p> <p>(交付決定)</p> <p>第6条 市長は、毎年度、第3条第2項の規定による通知に基づき、各会派及び<u>議員</u>について当該年度分の政務活動費の交付決定を行い、当該会派の代表者及び<u>議員</u>に通知しなければならない。</p> <p>(請求及び交付)</p> <p>第7条 会派の代表者<u>及び議員</u>は、前条の規定による交付決定の通知を受けた</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>上半期が終了したときは、速やかに市長に対し、政務活動費を請求するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。</p> <p>(政務活動費を充てることができる経費の範囲)</p> <p>第8条 政務活動費は、会派が行う調査研究，研修，広報，広聴，住民相談，要請，陳情，各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し，市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。</p> <p>2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。</p> <p>(経理責任者)</p> <p>第9条 会派は、所属議員のうちから政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。</p> <p>(収支報告書等の提出)</p> <p>第10条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出についての報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、会計帳簿及び領収書等の証拠書類（以下「会計帳簿等」という。）を添えて、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 収支報告書及び会計帳簿等は、前年度分の政務活動費について、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。</p> <p>3 政務活動費の交付を受けた会派が消滅したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、当該消滅の日の翌日から起算して20日以内に収支報告書及び会計帳簿等を提出しなければならない。</p>	<p>とき及び上半期が終了したときは、速やかに市長に対し、政務活動費を請求するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。</p> <p>(政務活動費を充てることができる経費の範囲)</p> <p>第8条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究，研修，広報，広聴，住民相談，要請，陳情，各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し，市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。</p> <p>2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。</p> <p>(経理責任者)</p> <p>第9条 会派は、所属議員のうちから政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。</p> <p>(収支報告書等の提出)</p> <p>第10条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出についての報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、会計帳簿及び領収書等の証拠書類（以下「会計帳簿等」という。）を添えて、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 収支報告書及び会計帳簿等は、前年度分の政務活動費について、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。</p> <p>3 政務活動費の交付を受けた会派が消滅したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、当該消滅の日の翌日から起算して20日以内に収支報告書及び会計帳簿等を提出しなければならない。</p> <p>4 <u>政務活動費の交付を受けた議員が、任期満了，辞職，失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、第二項の規定にかかわらず、</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(透明性の確保)</p> <p>第11条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書及び会計帳簿等が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>(政務活動費の返還)</p> <p>第12条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費（政務活動費から生じる収入を含む。）の総額から、当該会派がその年度において第8条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。</p> <p>(収支報告書等の保存)</p> <p>第13条 議長は、第10条第1項の規定により提出された収支報告書及び会計帳簿等を、提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。</p> <p>別表</p>	<p><u>当該議員でなくなった日の翌日から起算して20日以内に収支報告書及び会計帳簿等の写しを提出しなければならない。</u></p> <p>(透明性の確保)</p> <p>第11条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書及び会計帳簿等が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>(政務活動費の返還)</p> <p>第12条 政務活動費の交付を受けた会派<u>及び議員</u>は、その年度において交付を受けた政務活動費（政務活動費から生じる収入を含む。）の総額から、<u>当該会派及び議員</u>がその年度において第8条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。</p> <p>(収支報告書等の保存)</p> <p>第13条 議長は、第10条第1項の規定により提出された収支報告書及び会計帳簿等を、提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。</p> <p>別表</p>

(現 行)		(改 正 後)	
項目	内容	項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務，地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	調査研究費	会派及び議員が行う市の事務，地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費，団体等が開催する研修会の参加に要する経費	研修費	会派及び議員が研修会を開催するために必要な経費，団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報・広聴費	(1) 会派が行う活動，市政について住民に報告するために要する経費 (2) 会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望，意見の聴取，住民相談等の活動に要する経費	広報・広聴費	(1) 会派及び議員が行う活動，市政について住民に報告するために要する経費 (2) 会派及び議員が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望，意見の聴取，住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請，陳情活動を行うために必要な経費	要請・陳情活動費	会派及び議員が要請，陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議，団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費	会議費	会派及び議員が行う各種会議，団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成・購入費	(1) 会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 (2) 会派が行う活動に必要な図書，資料等の購入に要する経費	資料作成・購入費	(1) 会派及び議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 (2) 会派及び議員が行う活動に必要な図書，資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費	人件費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	会派が行う活動に必要な物品の購入に要する経費，通信関連経費等の事務的経費	事務費	会派及び議員が行う活動に必要な物品の購入に要する経費，通信関連経費等の事務的経費
		事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。